

伝法渡海船の研究 (下)

—近世封建社会を生きた土豪の系譜—

Study of a Denpou-Cruiser on the Modern Japan

村 川 行 弘

(9) 伝法渡海船の危機

「御忠節の由緒」をかかげて特権企業家の仲間入りをした沢田左平太義浄であったが、明和の頃(18世紀後半)の左平太助之の時代に入ると、幕府の保護も充分には得られず、次第にほんとうの経営不振におちいるようになる。

じつは沢田本家が企業経営に乗出した時期自体が、もはや企業家としては手遅れの時期でもあった。すでに何らかの由緒や縁故によって封建権力と結びついた既得権業者が「先例」と「特権営業」の旗じるしをかかげて封建的統制下にひしめいていた。そのうえ、沢田本家の家運挽回策そのものが、時代の動きに逆行するような計画でもあった。

分割相続と肉親の対立という過程を経て弱体化した沢田本家は、「御忠節の由緒」によって田畑を回収することはできた。しかし、回収のためと訴訟のための借銀の支払いに困ることになり、伝法渡し舟営業に進出をした。これも割込み営業であった関係上、安い運賃とサービス専一で既存業者と対抗せざるを得ず、余裕ある営業ははじめから無理なことであった。

在来の茶船や上荷船や通船の独占と対抗するだけの力がなかったことや、嶋屋善兵衛にみられたように支配人まかせの経営であったこと、さらに「諸人のため」という出願理由を守るためのサービス専一に努めたことや、南伝法船番所の廃止なども、伝法渡し舟の経営がはかばかしくなかった原因として考えられる。そして、新規の架橋や新堤の建設が、ますます渡し舟の必要を減じてい

伝法渡海船の研究(下) (村川)

っらしい。対策としては新規の計画を出願する方法しかとられていない点にも問題があった。

伝法渡し舟の利用者が減り、不振を乗り切る方便としての新規の渡し舟の計画も認可にならず、安永の頃(1770年代)には船数25艘となり、さらに天明元年

年 号	④ 江戸堀のすそより 九条嶋①	⑥ 六軒屋②	③ 南伝法③	④ 北伝法④	⑤ 野田新家より 伝法⑤	⑥ 九条村より 六軒屋⑥	⑦ ③より 安治川北三丁目 春日出新田⑦	⑧ ④より 春日出新田より 南伝法⑧	船 数
延宝 4 (1676)	○	○	○	○					40 (じつは80)
元禄 3 (1690)	○	○	○	○	○	○			40
元禄14(1701)	○	○	○	○	○	○			31
宝永 6 (1709)	○	○	○	○	○	○			34
元文 1 (1736)	○	○	○	○	○	○			30
宝暦 8 (1758)	○	○	○	○	○	○	○	○	30
明和 9 (1772)	○	○	○	○	○	○	○	○	25
安永 3 (1774)	○	○	○	○	○	○		○	25
安永 6 (1777)	○	○	○	○	○	○		○	15
寛政 6 (1794)	○	○	○	○	○	○			24
天明 2 (1782)	○	○	○	○	○	○	×	×	20
文化10(1813)	○	○	○	○	○	○			23
文政12(1829)	○	○	○	○	○	○			9
弘化 1 (1844)	○	○	○	○					9
嘉永 5 (1852)	○	○	○	○	○		○		9

伝法渡し舟の変遷一覧

(1781)には船数20艘となっている。延宝4年の開設期には届出船数40艘(実際は80艘で動いていた)であったのにくらべると半数に減少してしまったのである。

この時期にはほんとうに困ったらしく、天明2年には運上銀を半減して97匁7分2厘7毛とすることを許されるようになり、宝暦8年に許可されていた春日出新田2ヶ所の渡し舟営業も、累積赤字を解消するために辞退せざるを得なくなっている。運上銀の減額と経営規模の縮小という消極的手段による挽回策ということもできる。

寛政6年(1794)には新規の競争船が出現したため、ますます経営困難となった。このような場合でも、乗子たちは連名して競争船が出現したことと、そのための困惑を沢田本家の支配人である野田丈介のもとへ、「沢田左平太様・御役人衆中」として願書を出してその取り締りを懇願している。沢田本家はこの乗子たちの願書にもとづいて、乗子たちの生活を守るために、奉行所に対し必死に願い出ることになる。この場合は辛うじて取り締ってもらうことに成功したのであるが、親方的感覚が強く感ぜられ、形式的にも封建社会の構造の一面を示している。

次に渡し舟下請人との契約の一例を示しておこう。沢田左平太の直営とはいっても、実際は支配人が運営に当っており、各下請人のもとに乗子たちが存在して伝法渡し舟の運航がなされていたのである。

渡し舟下請一札

(原漢文体)

1. 其許様へ御免ござ候伝法渡しの内、六軒屋横渡し舟をお頼み申上げ、御下請申し付けられ忝けなく存じ奉り候 右渡し舟につき、御公儀・御定法の箇条仰せきかせられ、きっと相守り申すべく候
1. 右渡し舟、当丑年1ヶ年船床銀1艘につき1ヶ月5貫文あてのきめにて、右船床銀の儀は月々末に滞りなく、きっと相渡し申すべく候 自然臨時に越し人相増し候儀これあり候はば増船仕るべく候 其節増船船床銀は立会勘定に仕るべく候 右御約定の通り、少しにても違反ふらちの儀仕り候はば、何時にても下請御取り放しなされ、御勝手にお取計らい御座候とも、其節一言の申し分ござなく候 右船はもちろん、各舟着場所とも故障なく早速引渡し申すべく候

後日のため1ヶ年限り舟下請一札くだんの如し

文政12年正月

渡し舟下請人

西野田新田支配人文兵衛[㊦]

請人 右同村 八兵衛[㊦]

沢田左平太様

御支配人

塩屋丈助殿

(10) 在郷企業家としての危機

この頃から沢田本家としては在所の大道村の農業経営の面でも経済状態が思わしくなくなってきたらしく、享和元年(1801)には幕府に願い出て、拝借銀1000貫目を頼んでいるが、結局、銀15貫700匁を拝借することに成功している。これも「御忠節の由緒」のおかげであった。

ついで19世紀初頭に入ると、在所の南大道村において、文化10年(1813)に沢田左平太義文に対する小作人66人の争議がおこり、沢田本家は内部の面からも危機を経験することになる。

この争議の概要は、沢田本家の小物成場であった井高野島において、小作人の味吉村百姓66人との間に、年貢米引高をめぐる対立した事件である。小作人たちは3割引すなわち5斗5升納を主張し、沢田左平太は1.5割引すなわち7斗5升取を主張して対立をした。結局、沢田本家は由緒をかざして小作人たちを告訴し、百姓たちをおどした結果、反別7町2反2畝4歩の田畠のうち、1町14歩を小作人から取り上げ、残りの地を以前の小作人に新規契約連判という条件で働きを許すことになった。沢田本家としては頑強に小作人の要求する直引には応ぜず、7斗5升を押付けたのであるが、このことはかえって小作人から遊離する結果を招くことになった。

このようなことがあって農業経営も思うにまかせず、そこへ累年の水損による収入の減少があり、さらに渡し舟営業の不振というような条件が重複するようになる。

このような時に、伝法渡し舟の下請人たちが、営業不振にもとづく収入減を

口実として、船床銭38貫800文の不払いを行い、沢田本家と対立する事件がおこる。文化11年のことである。訴訟の結果、元銭のうち1貫500文を入れ、残高は毎月200文切払いということで着着をみるのであるが、地方での小作人との対立と同じような関係ができてしまった。

文化10年には伝法船23艘・横渡し4ヶ所・運上銀97匁7分2厘7毛・野田新家渡し1ヶ所・運上銀30匁と記されているが、同11年には伝法船15艘・うち2艘は御用船・残り13艘は休止と記され、半減された運上銀さえも支払いかねる状況となっている。このため、またまた土佐堀の下川魚市場の上手と川口奉行所裏流作場との間、および流作場横渡しの新規許可を願い出ている。

しかし、このようなことの繰り返しの間にも不振の状態は進行し、文政3年(1820)には伝法船7艘・御用船1艘となり、文政6年には伝法船5艘・実際の働きは2艘・休み船3艘という状況になっていく。このため文政7年には奉行所も御用船の役を放免してやっている。

天保の頃(1830年代)になると、伝法渡し舟の存在すら危なくなってくる。天保9年(1838)には、伝法渡し舟の特権営業場所である江戸堀川下と安治川との間の渡しを吹田屋得右衛門によって奪われ、訴訟をおこしたが奉行所で受け取ってもらえず、天保11年になって、江戸堀5丁目西先の1艘の船付場を吹田屋得右衛門に1ヶ年3匁2分の決めで賃貸しせざるを得なくなり、伝法渡し舟の営業は有名無実の状態となってしまった。勘定帳には乗客がなく、船頭その他の支出だけが記載されることになってしまう。

在郷においても、伝法渡し舟運営においても、沢田本家の直接経営とはいうものの、それぞれの支配人がその運営に当っており、沢田左平太義文は、あくまでも旦那衆であった。在郷下作人との契約書の一例を示しておこう。不振をかこっていても使用人まかせの「旦那」であったことが推測される。

御年貢御定計請合一札

(原漢文体)

井高野島上田

2反8畝26歩

此充米(あてまい)5石5斗3合 但北大道村 右定免御蔵米2石1斗宛定計御蔵米同村納右之通にて水難は勿論、作物甚凶に拘らず当巳年より来る未年

まで3ヶ年間御定計御年貢御願申上候処御承知下され所在を得候、然る上は御年貢御計日に遅滞無く早々急度御上納仕る可く候、萬一不納不埒の筋御座候はば年間中にても下作取放せられ下さる可く候、尤も不納の下作相離れ候とも、急度御取揃皆済仕る可く候、一人相続之有り候共残る者より御皆済仕る可く候、自然四・五年右之通にて下作仕り候はば此一札御立用下さる可く候、後日の為御年貢御定計御請合一札如件

文政4巳年正月

江口村下作人 左次兵衛[㊤]

同村 同断 義右衛門[㊤]

沢田左平太殿

御支配人茂兵衛殿

弘化元年(1844)には、たまたま幕令によって運上銀を全額免除されることになったが、この頃にはすでに上納能力はなくなっていた(大阪市史・第2・813頁)。幕令は沢田家に対してだけ出されたものではなく、同年11月18日に出された「諸船は運上銀半減・働き場所の定めは廃止され、渡し舟は役銀上納に及ばず、何船たりといえども、構わずうち混じて働き申すべし」(大阪市史・第4・1748頁・触5639)という御触れによるものであり、渡し舟全般についてのものであった。

この御触れによって特権営業による渡し舟は否定されることになり、全くの自由営業の時代に入ることとなる。企業家にとっては絶好の機会が到来したわけである。ところが、かつては16ヶ所もの渡し舟営業を計画した沢田家であったが、この企業家としての真の活動の機会が訪れたにもかかわらず、積極的な計画も、営業不振の挽回策も打ち出していないのである。所詮は「御忠節の由緒」をふまえた特権的営業にのみ依存してきたために、このような際には自由競争の激しい競争の営業には手が出せなかった。このため、嘉永4年(1851)2月には江戸堀5丁目西先の船付場の権利一切を吹田屋得右衛門に銀10貫目で売渡ししてしまい(沢田利木三文書・嘉永4年2月・一札)、沢田義浄がはじめた伝法渡し舟に対する経営の意欲はもはや見られなくなってくる。いずれも沢田左平太義文の時代のことである。

幕末になると社会不安に世情は騒然としてくる。天明・天保期の凶作・飢饉、天保8年(1837)の大塩平八郎の乱などが、とくに世上に強い衝撃を与えたものである。このような時、安政元年(1854)9月、ロシア軍艦ジアナ号が突如として天保山沖に出現をした。適塾(緒方洪庵の創めた大坂の洋学)の学生たちの通訳によって、大坂が開港場でないことを断らせたが容易に出港しなかった。このため大坂城代は町奉行・船手組をつれて天保山に出陣し、近辺63藩を動員して沿岸一帯を警備するという大騒動となった。

こうしたことから、やがて堺や安治川口・木津川口に砲台を築くなどの防備が固められることになる。そして、これ以後慶応元年9月16日の英米仏蘭4ヶ国艦隊9隻の大坂入港まで、たびたび黒船の入港がはじまることになる。そして、この間の文久3年(1863)の黒船来航にともなう軍事上の必要から、幕府は松平備前守に命じて、大坂市中に一挙に6ヶ所の大橋梁を架設することになる。しかも、このことが伝法渡し舟にとっては決定的な打撃ともなるのである。文久3年備前藩の手になる架橋は次のとおりである(西成郡史)。

朝日橋 六軒屋川上流 西野新田一四貫嶋村 長さ38間
 森巢橋 正蓮寺川上流 四貫嶋村一南伝法村 長さ32間
 大橋 伝法川 南・北伝法村 長さ54間3尺
 百福橋 大野川(神崎川末) 福村一百島新田 長さ26間3尺
 両島橋 西島川(神崎川末) 百島新田一西島新田 長さ12間
 木橋 中島川(神崎川末) 出来島新田一中島新田 長さ27間

この6ヶ所の大橋梁の場所をみれば、市中通い舟であった「伝法渡し舟」が、全くその存在目的と用途を失い、不必要な存在となってしまったことに気がつく。これらの地域を結ぶ橋がなかったために、伝法渡し舟が就航していたのである。不振をかかっている状況ではなく、全く不必要になってしまったのである。

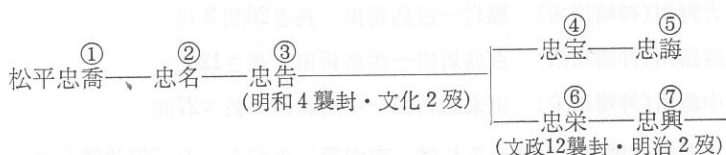
ここに沢田本家としては運命をかけた転進策が必要となってくる。もちろん、このような事態に至るまでには家運を挽回すべく種々の努力が払われている。大規模な「淀川筋川浚之計画」(論集第10号・近世淀川治水史)の出願なども、その一つであった。

(11) 伝法渡海船の終末

文久3年(1863)の橋梁架設によって伝法渡し舟の必要がなくなった結果、沢田家は手持の舟をもって、在所の大道村の川向いにある狼嶋への「野通い渡し舟」に切替えることを計画し、最後の挽回をはかろうとした。しかし、この計画も割込み申請であったため、淀川筋の過書船の反対・近郊の今市と逆牧の渡しよりの反対にあって許可が下りず、不成功に終わってしまった(沢田利木三文書・文久3年8月)。ここに200年にわたって市中通い舟として、大坂市民の足となって活動した伝法渡し舟の歴史は、時代の流れとともに終末をむかえることになったのである。

伝法渡し舟の不繁昌と在所の大道村における農業経営の不振をかこってはいるものの、沢田家は名家であり、封建的権力機構とは、いろいろの面で結びつきをもっている家柄であった。このような関係をもってしても、幕末においては家運挽回のための強力な背景とはなり得なかったのである。

摂津「尼崎藩」は4万8千石の親藩で、正徳元年(1711)2月11日、遠州掛川より尼崎に移封になった松平遠江守忠喬にはじまる。松平家の系譜は次のようになる。



この尼崎藩主松平家と沢田家の関係が生れたのは寛政2年(1790)2月のことであった。沢田家の娘「すめ」が松平忠告の側室となったのである。松平忠告49歳・すめ18歳の時であった。「尼崎城主松平遠江守忠告侯江初而被召出候節、年齢拾八歳、万寸穂ト云無程美佐ト改名被仰付後寿免又寿女共依御前被付候、格式 家持 上蔭格 中中老 後年寄格 給者男二人扶持 但銀二十五枚頂戴候」(沢田利木三文書・沢田寿免伝来・尼崎侯相勤臨時書状控など)、とあるように一桜井龜文という俳号をもち、文人として聞えた松平忠告のもとに仕えたが、やがて、享和4年(1804)12月13日若殿を出産した。この「すめ」の子が千

勝殿といい、のちの主永忠栄である。忠告侯63歳・すめ32歳の時であった。翌文化2年12月10日に忠告は江戸で逝去した。このようなことで、文化6年に至って寿女は御暇を願い出るようになった。「文化六巳年冬寿女義永之御暇相願、同十二月廿五日無滞被仰出、但御扶持米者二十ヶ年依勤仕生涯男五人扶持被下之由被仰出候」ということで、翌文化7年(1810)、西天満船大工町の河内屋源兵衛の貸座敷に引移り寓居とすることになる。しかし文化9年には子供の千勝が江戸上屋敷へ引越すことになり、江戸まで御供をしている。また文政元年(1818)にも再度江戸へ出府しており、尼崎藩との関係は続いている。文政7年(1824)尼崎藩に仕えて35年に及んだ寿女は53歳で寓居で亡くなった。病中にも尼崎藩からは、大殿様より金200疋・奥様より金100疋・当殿様より金200疋・御新造様より銀1両・主永忠栄様より金500疋とかたくり粉などが見舞として届けられ、死後も主永忠栄よりは周忌ごとに金300疋の御見舞が続いている。この寿女の子、主永忠栄がやがて文政12年(1829)10月、松平遠江守忠栄として尼崎藩主となるのである。徂徠学派の名門、服部元清と元彰を儒官とし、「貽厥編」・「喫茶問答」の著作を残した学者大名が松平忠栄である。

沢田左平太は、このような関係で、たびたび尼崎侯にお目にかかっており、松平遠江守の力にすがる「淀川筋川浚」の出願を、松平侯の舎弟でもある老中土井大炊頭に請願したりしている。しかし、幕府は尼崎藩の協力をもってしても、露国船の来航などの騒動のために沢田家の願いを実現させるまでに至らなかったのである。

さらに、化政期の親類書を見ると、沢田家は大塩平八郎をはじめ与力衆にも姻戚関係の多いことに気がつく。幕藩体制下のあらゆる機構とも関係をもっている。しかし、化政期においては、大名はもとより、与力衆においても、経済的には大坂町人に寄りかかっているのが実状であったことから考えても、これらの権力機構との結びつきも、沢田家の挽回策には余り強力な援助とはならなかったらしい。親類書にみられる若干の著名人を示しておこう。

従弟大坂東御奉行御組与力 西田青太夫
 同 堺御奉行所御組与力 渡辺又八郎
 同 大坂京橋口御組与力 武藤孫一郎

同 吹田村神主	宮脇志摩
同 大坂東御奉行御組与力	大塩格之助
一門 茨木邑住	岸部実五郎
同 大坂西御奉行御組与力	早川安左衛門
同 同東御奉行御組与力	黒崎磯左衛門
同 大道村住	沢田藤左衛門
同 大道村住	沢田休左衛門
同 江口村住	田中孫右衛門
同 別府村住	筒水八作
同 禁裏御画所	土佐土佐守

などの名をあげることができ、大塩平八郎の乱に関与した人たちの名もみえている。大塩平八郎は賄賂横行の時代にあって、いささかの私曲もなく廉直の士であり、またすぐれた陽明学者として「洗心洞割記」をあらわし、さらに能吏としての聞えの高かった与力である。家系を保つために母方を通じての縁続きでもあり、同僚でもあった西田青太夫の弟・格之助を養嗣に迎えたのである。このような関係もあって、大塩平八郎も沢田家をたびたび訪れている。また書状も残されているが、沢田家に伝えられている興味ある伝承が一つある。それは、大塩平八郎が終生、正妻をめとらず独身で暮らし、結局養子として格之助に家督をゆずっているのは、どうやら、尼崎侯の母となった「沢田すめ」を求めていたらしく、「すめ」に対する慕情から終生独身でくらしたとするのである。律義な大塩平八郎の一面を示す伝承とも考えられる。まもなく、天保8年(1837)「救民」を旗じるしとした大塩平八郎の乱がおこるが、この兵乱に際して出兵した尼崎藩では、大塩平八郎と沢田家の関係を知っていたらしい。また「すめ」の子、松平遠江守忠栄が尼崎藩主であった。尼崎藩の家老たちは、大塩平八郎を「御殿様由緒の者」と内々で承知し、直接的な行動には出ず、大塩追討ののぼりや旗を沢山にかかげて、幕府からにらまれない程度に当面の役目を果すことに腐心したらしい(尼崎・堀文書)。大坂市中においても、この大塩平八郎を代表とするような強力な与力衆の背景があったにもかかわらず、沢田家の家運挽回策は思うにまかせないというのが幕末の実状であった。

渡し舟営業・川浚出願・農業経営というように、種々の面で支障を生じてきた沢田家は、家運挽回を別の面で考えることになる。

安政6年(1859)には方針を一変して「黒緞職」(土建業に当る)の願い出をしている。しかし、この出願は、かえって近郊村々の黒緞職の反対をうけ、かつは黒緞職仲間に大動揺を与えることになってしまい、幕令まで出されて、沢田家には黒緞職は許可しないことが達せられて、ようやく結着がつくほどの騒ぎをひきおこしてしまった。

この黒緞職については、沢田本家には言い分があった。慶長19年の大坂冬の陣に際して、大野修理は中之嶋郷の農民に命じて、関東方の障害となるよう「落し穴」・「溝」・「川」などを造らせた。これに対して沢田家の沢田宗純は、この実情を徳川秀忠に内報し、「近辺駈け廻り、屈強の黒緞を呼び寄せ、尚、拵・河・播の人夫を呼び集め、身命を投げうって誠心をはげみ、右ヶ所残らず平地に取なおし、関東方人馬見掛り自由に相成り」という働きをしたと記している。そして、恩賞として「黒緞人足」を配下としたとしている。土木工事・諸譜請を請負う業務であるため、すでに延宝4年にも黒緞人足による土木事業の請け負いを申請している。この時には「配下」の生活の保障を理由としている点では、安政6年の出願とは異なるが、沢田本家としては、黒緞職の面倒をみてきたという意識があったらしい。しかし、黒緞職の願いはすべて認められたことはなかった。

残る機会は将軍家茂の「上洛」であった。文久3年(1863)徳川家茂の上洛(有名な5月10日を攘夷実行の日と決めた上洛である)に際し、「上様御上洛につき大坂西町奉行所鳥井越前守様へ御うかがい状」(文久3年2月27日)・「上様を途中までお出迎えの願書」(文久3年4月21日)などによって「御忠節由緒の家」という効果を、もう一度復活させるための必死の工作がなされた。しかし、いまや幕府自体が大動揺の時期に入っており、何らの効果もあげることではできなかったのである。この頃には、在所の村方においても、年貢米不納のかどで告発されるほどに、家政も混乱におちいていた(沢田利木三文書・在村小物成高)。

慶応4年(1868)、官軍の対江戸進発に当り、沢田家は幕府由緒の家というこ

とで、長州勢の包囲をうけ、家屋敷・家財道具一切を封印されてしまった。生産農民から遊離した存在であった郷土沢田家のたどらねばならない運命でもあったのである。

江戸時代全期を通じて「幕府由緒の家」として、江戸幕府の恩恵下、特権的生活権をもって生きてきた沢田家は、結局は、幕府の崩壊と運命をともにせねばならなかったのである。しかしながら、家名保持のためという名目であったにせよ、上荷舟・茶舟といった大がかりな仲間をもつ諸川船の間であって、市中通い船としての「伝法渡し舟」を計画し、諸川船との競争に抗しきれず、不振不繁昌をかこちながらも、現在の市バスのように航船として200年の長きにわたって大坂市民の足としての渡船業を継続してきた業績は銘記さるべきであろう。とくに、昼夜を問わず、乗客1人にても運航し、船賃は安いという「市民のため」・「市民の利益第一」という条件を貫き通した点は高く評価されて然るべきである。

近代社会の出現によって、幕府保護の特権営業船は、沢田家と大同小異の形で姿を消していく。沢田家の伝法渡し舟の顛末は、同時に近世の特権企業の一類型をも示したものであろう。

伝法渡し舟は廃止され、保護者の幕府が倒れ、官軍によって封印をうけた沢田家は、いまや、新政府に請願することによって家名の保持と再起を計る必要に迫られることになった。

乍恐以書付奉願上候

(原漢文体)

1. 私儀往古より郷士にて先祖は源経基の孫頼親支流の者にて、去る文治年間石川太二郎光義と申す者、奥州石川より摂州北中嶋へ移り沢田太郎と改名仕り、其節より右の所に居住仕り、追々田地等相開き、連綿と相続仕り来り、往古より郷士にて元和年中以前豊臣家御代にも現在之通りにて北中嶋高1万3千石余の触頭を仕り候者に御座候、猶元和年中以来徳川家御代にても以前の通り免ぜられまかりあり候得共、役儀等は相勤め申さず候 然る処御一新之折柄是迄帯刀仕り候自分に付き 恐れ乍ら言上奉り置き候 此段宜しく御聞上げ成し下せられ何とぞ在来之通り仰せ付け下せられ候様願上げ奉り候 右願之通り御聞済成

し下せられ候はば冥加至極有難き仕合に存じ奉り候

1. 私所持の田地之儀者先祖の者、嶋池切開き候所にて小作人よりは60石余も
収納仕り候え共、私切開き候田地に付き御年貢の儀は小物成と唱え10石5合宛
納め来り申し候 其外買求むる田地徳用等を以て家名相続仕り来り候段 御国
恩之程有難く存じ奉り候 何卒在来之通り願上奉り候

1. 私共身分を以て申上奉り候儀 恐れ入り奉り候儀に御座候えども身分に相
叶い候御用筋も御座候はば仰せ付け下せられ度く、御奉公筋一途に心懸け勉強
仕り度く存じ奉り候に付 御賢慮を以て御沙汰成し下せられ候様願上げ奉り候
前書願之通り何卒御聞届け成し下せられ候はば広大の御恩沢有難き仕合せに存
じ奉り候 以上

慶応4年辰8月4日

沢田左平太[㊦]

大坂府御役人御中

このように、新政府に対して、まず士分の扱いを願い出て、旧身分の確保を
はかっている。ところが、新政府からは「郷士」であることは了知されたが、
「百姓奥印」を与えられ、何とか士分の扱いを得るための願いを出し、新政府
側に協力していることを申し出て、身分の向上と新政府への接近を計ろうと努
めている。しかし、これは思わしい成果を得られなかったようであり、結局は
徳川幕府の崩壊とともに指導的地位を失っていくことになる。もはや、市中に
おいては舟乗たちへ、在郷においては下作人たちへ君臨するといった沢田家では
なくなったのである。

乍恐奉歎願候口上覚 (原漢文体)

1. 此の度御一新に付きては私も過日身分従来之通り郷土仰せ付けられ有難き
仕合に存じ奉り候 然る所此度古来より御座無く候奥印之儀仰せ付けられ畏み
奉り候 去り乍恐れ入り奉り候えども元来郷土の儀は古来町人へ帯刀免ぜら
れ又は百姓へ苗字帯刀免ぜられ候他市人とは大いに相違も致し候儀に付き 私
家之儀は昔奥州石川太二郎光義と申す者則ち勤王の筋も相立候故に王朝の昔より
武家大政の返出節までも数百年來、是迄の通りにて一所不動天恩を奉荷し相
続仕り来り候処 此度御一新に付ても私身分是迄の通り郷土仰せ付けられ重々
有難き仕合に存じ奉り候 右に付ては兼て隨身の御国恩報謝し御奉公も仕り度

く頻りに日夜祈願奉り候故 私義病中致方も無く 愚弟大三郎 兵部卿宮へ附属仕り北越先陣も相勤め候儀に御座候 然る所此度有難く仰せ付けられ候四民の中 士の格中へ旧来の通り仰せ付けられ広大の御慈悲と心魂通徹し深く有難く存じ奉り候処 此願百姓奥印の儀仰せ付けられ恐れ入り奉り候 去り乍ら此儀とても公命を以て仰せ付けられ候儀に付き謹みて畏み奉り候 去り乍ら尚又古来御拜問にては四民の別も御座候儀に付き後日歎願の筋も御座候節は備に御憐愍の程幾重にも伏して願上奉り候 以上

明治2巳年5月

摂州北中嶋大道村 沢田左平太

摂津県御役所

このようにして、士族への手続きを願い、勤王の家柄を主張したのであるが、成果はあげられず、いわば明治維新とともに沢田家の再出発がはじまることになったのである。沢田左平太に関する記録は、豊後竹田の中川家をはじめ、酒井家・池田家・石川家・桜井家などの大名文書にもみえている。近辺の地方文書にみえるだけでなく、江戸時代を通じて、それだけ広く聞えた名家であったわけである。時代の移り変わりとともに、沢田家の新しい歴史がはじまることになったともいえる。同時に、中世的経営のもとに村内に君臨しようとした土豪的有力百姓の悲劇として把握することもできよう。

(12) 付載・沢田家による伝法渡し舟経営の経過

引用した沢田利木三文書(数千通のうち、主要なもの)を整理して伝法渡海船経営の経過をみると次のようになろう。(本文中に示した文書は省略)

慶長2～明治7年 大道村免定

慶長5 摂州北中嶋御蔵入帳

- 〃 11・7・1 沢田太郎左衛門が中嶋の惣百姓頭である
- 〃 16・12・28 太郎左衛門御検地
- 〃 17・4・3 市正殿(片桐且元)へ上目安
- 〃 19・10・9 大坂冬の陣に北中嶋1万3千石の百姓共籠城の起請文
- 〃 19・11・8 野里三左衛門の呼出しで庄屋共すべて大坂籠城の起請文に印形

- 慶長20・2・17 沢田太郎左衛門以下7人の庄屋が徳川方に味方したため大道村惣右衛門以下23人の庄屋より大野修理に告訴される
- 元和5・8・12 慶長・元和の戦に徳川氏に味方したため大坂籠城の惣右衛門らのため村内で圧迫されるので公儀へ訴訟
- 〃 5・8・16 右の訴訟により老中より裏判を頂戴す
- 万治3 惣右衛門らの圧迫で伏見に難を避く(危機到来)
- 寛文3・10・12 評定所にて沢田左平太の失地を先祖の功によりすべて回復(御忠節の由緒)
- 〃 3・10・23 右の件幕府より手形仰せ付けらる
- 〃 5・9・25 右の件・領主豊島格之丞へ裁許状
- 延宝4・7・5 天満惣浜中に雪隠をたてさせてほしい・天満橋のつきぬけより今橋までの浜輪に小屋をたてさせてほしい(運上銀10年目に銀子1000枚)・堂嶋 福嶋 伝法 其外川すそ所々の小わたしをさせてほしい(運上銀10年目に銀子500枚)願書
- 〃 4・11・12 土佐堀 江戸堀のすそより九条嶋へ(船頭1人船賃3銭 2人6銭 3人9銭)・同六軒屋 南伝法 北伝法へ(1人5銭 2人10銭 4人20銭)・運上銀10年目に銀500枚・願書
- 〃 4・11・12 福嶋渡(1銭)・勘介嶋渡(1銭)・難波村のすそより難波島(3銭)・堂嶋 糸のこ島3ヶ所 寺嶋2ヶ所 まへだれ嶋 木津嶋以上8ヶ所(1銭)願書
- 〃 4・11・14 16ヶ所の渡しのうち、伝法船渡し4ヶ所免許・於東西御奉行所。〔伝法渡海船のはじまり〕
- 〃 5・2・2 番小屋にて火事あり
- 〃 5・8・8 16ヶ所のうち今年も伝法渡し4ヶ所仰せ付けらる。船数10艘のうゑに30艘増船し、40艘にて相働き申候、なお残り12ヶ所仰せ付けられたく願書
- 〃 5・8・8 渡場増船増人船賃并御運上之覚
- 〃 6・5 右の件島田越中守殿へ願書
- 〃 6・7・26 堂嶋渡(4艘・船賃1銭)・木津嶋・えのこ嶋・まへだれ嶋

伝法渡海船の研究(下) (村川)

- (2艘・1銭)・勘介嶋(5艘・1銭)・難波嶋(3艘・3銭・
出水の節6銭)・上福嶋(3艘・1銭)・下福嶋(2艘・1銭)
・えのこ嶋・寺嶋上の渡(2艘・1銭)・同下の渡(2艘・1
銭) 願書
- 延宝7・3・2 渡し場所12ヶ所の願書
- 〃 7・4・11 12ヶ所の渡し不許可・一件落着
- 〃 9・9・23 嶋屋善兵衛に渡舟水賃支配させていたが我儘なのでこれをと
め、左平太1人の心次第でやることを許可され、差上申手形
の事
- 天和3・4・3 由緒書
- 〃 3・4・23 茶船の横暴と渡しの不自由により御巡検のうえ、渡しの便宜
を計って戴きたい・藤堂伊豫守への訴状
- 〃 3・10・2 往来の自由のため所々の船渡しの許可を願書
- 貞享2・8・26 船渡し11ヶ所・枝渡し5ヶ所の願書
- 〃 2・9 延宝5年より貞享元年まで毎年運上銀195匁4分5厘4毛(11
ヶ所の割)・8ヶ年銀高1貫563匁6分3厘2毛
- 〃 2・9 船渡し場所の覚(江戸への報告)
- 〃 3・1・26 伝法渡し舟不振につき、川譜請の空地なりともさせてほしい
願書
- 元禄2・3・26 九条新川ならびに福嶋堤渡し舟願書
- 〃 2・6・2 右の件の再願書
- 〃 2・9・12 三番屋治兵衛出入につき口上覚書
- 〃 3 新川御番所の横渡しの儀・運上銀年2枚差上げ候願書
- 〃 9・11・30 伝法渡し舟下請人よりの3ヶ条の申入書
- 〃 11 勘介嶋の開発を願い出て許可される
- 〃 14 伝法渡し舟29艘・御用船2艘・運上銀195匁4分5厘4毛上
納
- 宝永6・11・14 伝法船仰せ付けられ候砌の由緒書・北条阿波守様に差出す
- 正徳1・11・3 船渡しの儀36年以前より相勤め来り候・当年父親死去につき

- 相変わらず私に仰せ付け下さる様願書
- 正徳3・7 伝法渡し舟船床銀のうち銀200目入手
- 享保3・3・5 このたび諸川筋の儀につき江戸より仰せ下され候写し
- 〃 3・4 諸川筋のことにつき稲葉治郎左衛門様に返事
- 〃 3・6 川筋外嶋について御訴訟
- 〃 12・12・30 伝法船勘定目録・払方2貫648匁7分9厘・差引残95匁4分9厘
- 〃 16・11・27 野田新家より伝法への渡しについて・元禄3年野田新家村乱暴につき停止していたが運上銀60匁は毎年納付して請負っている
- 元文1・11・7 立売堀北側4丁目より江之子嶋 戎嶋往來の渡・上博勞町より木津川丁・下博勞町より寺嶋丁・まへだれ嶋より勘介嶋・安治川筋2ヶ所の渡し舟、運上銀360匁・願書
- 〃 2・2・12 木津御番所御用船御赦免の願書
- 寛保1・10・21 伝法渡し舟35艘
- 延享1・10・11 伝法渡し舟4ヶ所の渡し・40艘・195匁4分5厘4毛上納・野田新家渡し・右40艘のうち・年60匁づつ上納
- 宝暦7・5・18 伝法渡し舟御たずねにつき書上控
- 〃 9・11・11 安治川北3丁目より春日出新田への横渡し・願書許可
- 〃 10・12 歳中勘定帳・南北兩村高米覚
- 〃 11・9・6 9ヶ所の渡し舟・1ヶ年銀13枚の願書
- 〃 11・9・6 16ヶ所の渡し舟願書
- 明和3・11・14 伝法渡し舟極印を役所へ書上ぐ
- 〃 4・9・23 伝法船23艘・運上銀195匁4分5厘4毛
- 〃 5・5・16 伝法船25艘・運上銀195匁4分5厘4毛・野田新家渡船25艘のうち・運上銀60匁・安治川北3丁目渡し2艘・運上銀2枚づつ
- 〃 6 伝法船は無極印無印なること・雨覆戸障子も認められていること

- 明和 6・12・1 雨覆いなしで働く船を認めてもらいたい願書
- 〃 6・12・27 伝法雨覆いなしの舟が働く節に、横渡しの立札を下請の者がしたため呼出しを受く
- 〃 6・12・27 雨覆いなしの舟が働き、横渡しをやったため、江戸堀五丁目とみなと十丁より差構えの願書を出される
- 〃 8・10・29 江戸堀土佐堀両川下より北伝法南伝法九条嶋六軒屋右4ヶ所の船数25艘・野田新家25艘のうち・春日出新田2艘
- 〃 8・11・3 運上銀1ヶ年銀50枚・195匁4分5厘4毛
- 〃 8・11・18 渡し舟これまでに運上を増したことがあるかどうかの問合せをうけて、今までの委細を御金方に報告
- 〃 9・11・10 運上銀・伝法渡し舟銀195匁4分5厘4毛・野田新家渡し銀60匁・六軒屋川渡船正蓮寺川渡船銀86匁・船都合25艘
- 安永 3・7・1 大風につき損害調べ・損害なく船数25艘
- 〃 3 支配人橋本六左衛門より船作事のことを左平太に提出
- 〃 6・1・28 雨覆いなしの船の働き及び各所にての乗上げの願書・船数14~15艘
- 〃 6・3・20 右の件聞かれず
- 〃 6・3・26 伝法渡し筋・途中舟着の儀は心得違いであったので願書を取下げ
- 〃 8・2・4 伝法船25艘
- 天明 1・11・14 渡し舟不繁昌につき3ヶ所(野田新家・安治川北三丁目・春日出新田)86匁と60匁の運上銀を30匁に減らしてもらいたい願書・船都合20艘
- 〃 2・11・11 運上銀半減方の願書
- 〃 2・10・27 運上銀半減と春日出新田2ヶ所の渡し舟請負御免の願書
- 〃 2・12・11 逆川下にて野田新家より西野新田堤へ締切りのお願いを出した者があり、これに差構えの返答を出す
- 〃 2・12・19 御運上銀半減・春日出新田御免の儀につき御尋ねあり・口上書を出す

- 天明 2・12・27 運上銀半減の裁許あり・伝法船97匁7分2厘7毛・野田新家
30匁
- 〃 4・12・14 船数20艘・御用船2艘
- 〃 8・12 支配人橋本六左衛門より銀1貫500匁を、利銀100匁につき1
ヶ月9分づつの割で預かる
- 寛政 3・8・24 20日の大雨につき船は無破損の報告をする
- 〃 5・12 橋本六左衛門より元銀700目を利銀100匁につき月1匁の利で
預かる
- 〃 6・11・20 安治川上三丁目に伝法船に似せた新規の船2隻(津田屋与三
兵衛・藤屋治助)ができたため差留願を出す
- 〃 6・11・21 安治川上二丁目に新規茶船2隻ができたため差留願書
- 〃 6・12 右の件につき船乗り共より左平太に差留願が出る

乍憚口上 伝法渡海 舟乗共

(原漢文体)

1. 私共儀数年來且那樣御所持の渡海舟借り乗り、おかげを以て渡世仕り有難く存じ奉り候 然る処此度安治川上二丁目浜藤屋次助・津田屋与三兵衛と申す兩人の者、船長さ恰好等私共渡海船に相似寄候新規の茶舟二艘造り立て屋形等相しつらい夫々船賃等相定め候書付諸方へ相配り候に付き新造にて先は奇麗に相見え候故此節専ら相働き罷り在り候 尤も私共近年時節柄あしく殊の外働方落ち難渋仕り候砌右舩新規の儀出来候ては必至と差支え迷惑至極に存じ奉り候勿論私共儀川口三御番所御番衆中様方日々御役船相勤め候に付右安治川上二丁目浜に溜りおり候て御用の砌御差支これなく是迄勤め来り罷り在り候処同浜において右新規なる茶船相働せられ候儀 且は心外の至に存じ奉り候に付き右二艘の茶船御差止め下され度く願上げ奉り候 此儘御差置下され候はば追々造り立て候は眼前の儀に御座候 然る時には私共は御役のみ相勤候様に成行き一同渡世に相離れ難渋至極に付き自ら外商売にても相仕替候様追々相成申す可く左候えば自然川口御番所御役船等の御差支にも相成り申す可き儀と恐れ乍ら存じ奉り候 何分急々御賢慮成し下され是迄の通り渡世相統候様御考弁成し下され度く偏に願上げ奉り候 以上

伝法渡海船の研究(下) (村川)

寛政 6 年寅閏12月

市三郎 ㊦
 清兵衛 〃
 善右衛門 〃
 源七 〃
 次兵衛 〃
 平兵衛 〃
 安兵衛 〃
 庄兵衛 〃
 小兵衛 〃
 喜助 〃
 善次郎 〃
 才治郎 〃
 藤兵衛 〃
 嘉兵衛 〃
 源兵衛 〃
 長次郎 〃
 宗四郎 〃
 宇兵衛 〃
 勘兵衛 〃
 長左衛門 〃

沢田左平太様

御役人衆中

- 寛政 9 ・ 2 ・ 23 伝法渡し舟24艘・運上銀97匁 7 分 2 厘 7 毛
 享和 3 不許他見極内々書口上之覚(由緒書)
 文化 3 伝法船20艘・運上銀97匁 7 分 2 厘 7 毛・横渡し 4 ヶ所 4 艘・
 野田新家 1 艘・運上銀30匁
 〃 3 ・ 7 ・ 26 伝法船16艘・横渡し 5 ヶ所 7 艘・しめて23艘・このうち渡海
 船16艘・横渡し船 5 艘・しめて21艘の運上銀97匁 7 分 2 厘 7
 毛・残 2 艘の横渡し運上銀30匁
 〃 8 ・ 5 南大道明細帳・旧家并御公儀御由緒を記す
 〃 10 ・ 11 ・ 18 伝法船23艘(横渡し 4 ヶ所を含む)運上銀97匁 7 分 2 厘 7 毛・

- 野田新家横渡し(23艘のうちより2艘)運上銀30匁・川口番所
と大坂町奉行所の対立に巻込まれる
- 文化11・5・19 伝法往来人は富嶋辺で乗揚げる者が多いので、土佐堀の下、
川魚市場の上手から福嶋村流作場へ横渡しをすることと、新
道を二丁ほどづくり、古川町へ出る道をつくりたい願書
- 〃 12 南大道村の小作争議・内部的にも左平太は地方小作人や百姓
から離れていく
- 〃 13・7・12 御番所へ役船を出すようになった理由を岡崎義介からの質問
に答えて報告
- 〃 13・7・19 延宝4年御免以来、仰せ渡しはなかったが、昼夜2艘、年に
して700余艘を141年間、役船として差出し続けてきた口上書
- 〃 13・7・25 役船は141年間に10万3860艘余差出したことになる口上書
- 〃 13・11・14 御用船は安永年中に御請けしてはじめてたもので、今までの口
上書は心得違いであったため御下げ渡し願いたい願書
- 〃 14・3・15 御用船は安永4年御役所へ差上げた請書の通りにはじまった
もので、心得違いであった願書
- 〃 14・10・15 伝法船下請の者・船床銀を滞納するので督促状を出す・1人
前1艘・1ヶ月400文宛の船床銭
- 文政2・1・24 土佐堀の下・川魚市場の上手から川口御奉行所の裏手・福嶋
村佐十郎所持の流作場へ横渡し船・古川町一丁目への通路つ
くりの願書
- 〃 3・9・30 伝法船7艘・御用船1艘・運上銀11月14日納・97匁7分2厘
7毛・他に横渡し4ヶ所5艘・野田新家2艘・運上銀30匁
- 〃 4・1・24 伝法船7艘・他に5ヶ所7艘・しめて14艘
- 〃 6・12・24 当時伝法船は5艘・そのうち3艘は休んでいるので、2艘だ
けが働いている。御用船のみ昼夜2艘では乗子共難波につき、
御用船御赦免を願いたい願書
- 〃 7・8・29 御用船全部御赦免となる
- 〃 7・9・12 働く伝法船は4艘・横渡し5ヶ所にて7艘が働いている

- 文政7・11・25 沢田左平太義文の感慨の記(御用船御敷面と伝法渡船の没落について)
- 〃 12・1 船床銀・1艘については1ヶ月5貫文
- 〃 12・6・10 伝法渡船当時9艘・横渡し4ヶ所(右9艘のうち5艘)・野田新家渡し1ヶ所(右9艘のうち2艘)
- 天保11・3 江戸堀五丁目南側渡し舟の船着場を年2匁2分で吹田屋得右衛門に貸す
- 嘉永1・12 吹田屋得右衛門を相手に安治川五丁目船付場取放しの訴訟をおこす
- 〃 4・2 右の件、吹田屋得右衛門より銀10貫目を出して仕切りとする
- 〃 5 伝法村に鶴が巢をつくる・当時20艘
- 安政4・7 雨覆屋根付き船4艘・無屋根横渡7艘・都合11艘
- 〃 6・8・27 黒鯨職の願出
- 文久1・9・18 後代のため旧記控
- 〃 3・2・27 上様御上洛につき大坂西町奉行所鳥井越前守様へ御伺い状を出す
- 〃 3・4・21 上様を途中までお迎いの願書
- 〃 3・8・21 狼嶋への船渡し願書
- 〃 3・8 松平備前守様川筋それぞれ御かけ橋のため伝法渡し船不用と相成り候・伝法渡し船の代りに居宅の向いの狼嶋への渡し船を許可してほしい願書。〔伝法渡海船の終末〕
- 〃 3・10・23 狼嶋への渡し舟について過書方より差構
- 〃 3・10・27 逆牧村より狼嶋への野辺渡し願書・北浜三丁目の法華庄次郎も同様の出願
- 慶応4 家屋敷・長州勢に封印さる。〔土豪としての沢田家の終末〕
- 〃 4・8・4 往古よりの郷土の旨を由緒書に示す
- 明治2・5 勤王の家筋であることを訴う。〔沢田家の再出発〕